

申請

平成27年6月22日

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣 安倍 晋三 様

宮城県知事 村井 嘉浩



原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく
平成27年5月25日付け指示について、下記のとおり申請する。

記

- 1 次に掲げる品目について出荷制限を解除すること。
宮城県大崎市において産出されたくさそてつ（こごみ）（栽培のものに限る）
- 2 解除を申請する理由
別紙参照

出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

1 出荷制限を解除する範囲

大崎市で産出されるくさそてつ(ごごみ)(栽培のものに限る)

2 経過及び現在までの検査結果(別表)

平成24年4月26日に、大崎市のくさそてつ(ごごみ)(野生)のモニタリング検査を実施した結果、食品の基準値を超える放射性セシウム(120Bq/kg)が検出されたため、同年4月27日に出荷制限が指示された。

その後、人工栽培によるくさそてつ(ごごみ)の生産者を大崎市、JA、直売所を通じて調査したところ、施肥、除草、散水などの栽培管理を実施している2名の生産者を確認した。

平成26年4月、くさそてつ(ごごみ)の栽培をしている2名の生産者を対象として、それぞれ3検体を採取して検査を実施した。検査の結果、栽培されたくさそてつ(ごごみ)6検体は、平均値16 Bq/kg、最大値20 Bq/kgで、すべて食品の基準値を大きく下回った。

さらに平成27年5月に上記生産者の栽培地からくさそてつ(ごごみ)5検体を検査した結果、すべてが基準値の2分の1以下にあり、基準値を超過するくさそてつ(ごごみ)が生産される可能性は極めて低いと推定できる。

3 宮城県における管理計画

(1) 解除後の検査計画

ア 出荷前検査

栽培生産者のくさそてつ(ごごみ)の発生状況を確認し、生産者ごとに1検体の出荷前検査を行い、基準値以下であることを確認したうえで、出荷する。

イ 宮城県の定期的検査

出荷期間中に大崎市内で週1検体の定期的検査を行う。

(2) 解除後の出荷管理

ア 生産者の管理

宮城県は大崎市と連携し、大崎市内で栽培によるくさそてつ(ごごみ)の生産を行う生産者の栽培地、出荷先等を記録した生産者台帳を整備する。

栽培生産者が出荷する場合は、生産者台帳に搭載された出荷先のみに出荷するものとし、出荷物に品目、生産方法（栽培）、生産地、栽培生産者住所・氏名の表示を徹底させる。

また、生産者情報等に変更があった場合は、その都度台帳及び登録書を更新する。新たに生産者を把握した場合には、栽培管理が十分に行われていること、生産物の検査結果が食品中の放射性物質の基準値を十分に下回っていることが確認された場合に限り、生産者台帳に追加する。

イ 出荷管理

宮城県と大崎市は連携し、販売所施設等に対し、当該生産者情報を周知するとともに大崎市内産の栽培によるくさそてつ（こごみ）の入荷の際には、出荷可能な生産者の出荷品であることを確認し、入荷したものが、出荷可能な生産者以外の出荷品であることが判明した場合は、速やかに大崎市に報告するよう依頼する。

宮城県と大崎市は、栽培生産者に対し、定期的に巡回し、適切な栽培管理と出荷管理が実施されているか確認する。その際、適切な栽培管理を実施していないことが確認された生産者については、くさそてつ（こごみ）を出荷しないよう指導する。

（４）検査により基準値を超える結果が判明した場合の対応

宮城県は、基準値を超える結果が出た場合には、速やかに出荷自粛を要請するとともに、出荷中の栽培くさそてつ（こごみ）のすみやかな回収を併せて要請する。

また、当該生産者に対して、栽培管理の実施状況を調査し、原因究明により再発防止を指導する。

（５）関係者への周知

宮城県は大崎市と連携し、本計画の内容について、生産者・流通業者等に周知を図るとともに、関係機関・団体に協力を求める。

宮城県大崎市の栽培くさそてつ検査結果

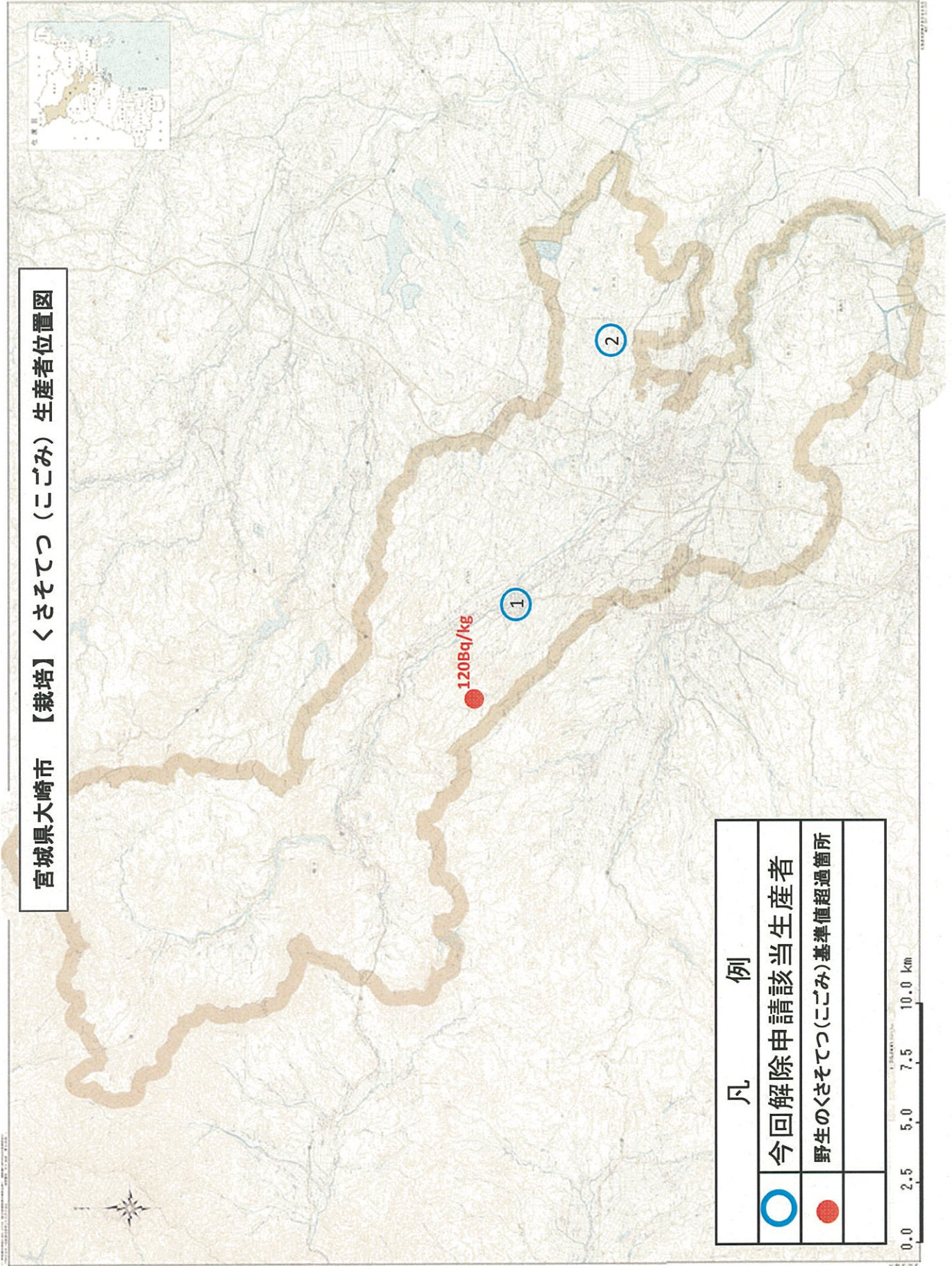
生産者番号	栽培地	栽培くさそてつ		空間線量率 (参考)	土壌 (参考)
		結果判明日	Cs合計 (Bq/kg)	Cs合計 (μ Sv)	Cs合計 (Bq/kg)
1	大崎市 岩出山	H26.4.30	12	0.1005	<20.00
		H26.4.30	<18		
		H26.4.30	12		
2	大崎市 田尻	H26.4.30	<20	0.0535	<15.67
		H26.4.30	<15		
		H26.4.30	<18		
検体数			6		
平均値			15.8		
最大値			20.0		
標準偏差			3.37		

注:<(不検出)のデータには、検出下限値を代入して計算した。

○宮城県大崎市栽培くさそてつ(ごみ)に係る検査結果

検体番号	生産者	ロット 番号	H25		H26		H27	
			検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	大崎市	1			H26.4.30	12	H27.5.11	<19
2					H26.4.30	<18	H27.5.11	<19
3					H26.4.30	12		
4	2	1			H26.4.30	<20	H27.5.11	<19
5					H26.4.30	<15	H27.5.11	<20
6					H26.4.30	<18	H27.5.11	<19

宮城県大崎市 【栽培】くさそてつ（ここみ）生産者位置図



凡 例	
	今回解除申請該当生産者
	野生のくさそてつ（ここみ）基準値超過箇所

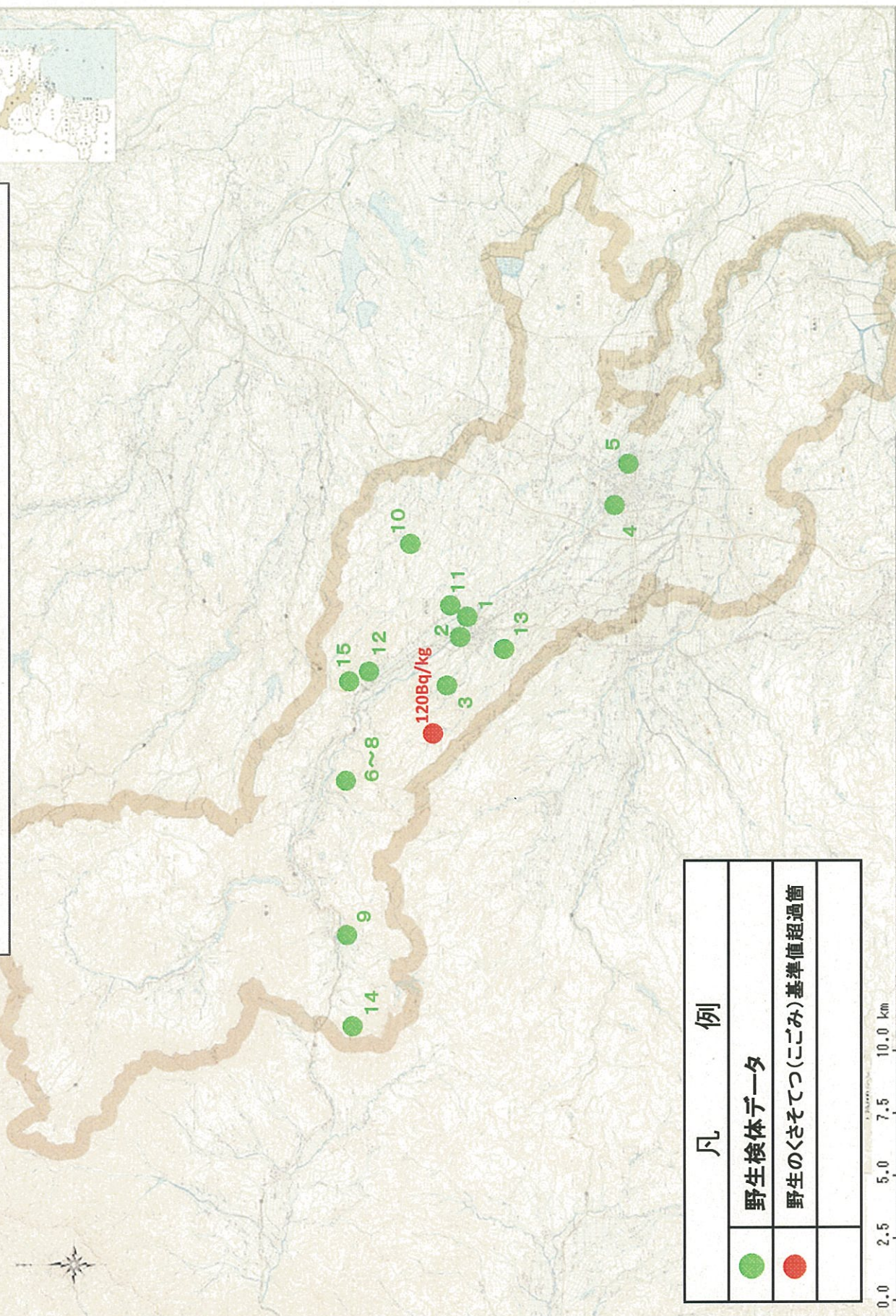
0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km

○ (参考) 宮城県大崎市野生くさそてつ(ごみ)に係る検査結果

検体番号		H25		H26		H27	
		検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)	検査日	検査結果 (Bq/kg)
1	大崎市	H25.4.26	31				
2		H25.5.1	29				
3		H25.5.2	<14				
4		H25.4.15	5.5				
5				H26.4.28	7.4		
6				H26.4.28	34.7		
7				H26.5.2	29		
8				H26.5.2	21.5		
9				H26.5.7	<10		
10						H27.5.11	<18
11						H27.5.11	<19
12						H27.5.22	<5.0
13						H27.5.22	<7.5
14						H27.5.28	<4.6
15						H27.6.4	<4.1

(注) 赤字は、NaIシンチレーション検出器による測定値

(参考) 宮城県大崎市【野生】くさそてつ(ごごみ)データ位置図



凡 例	
●	野生検体データ
●	野生のくさそてつ(ごごみ)基準値超過箇

0.0 2.5 5.0 7.5 10.0 km